

# 笠縫学区まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、笠縫学区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(区域)

第2条 協議会の区域は、笠縫小学校区とする。

(会員)

第3条 協議会の会員は、笠縫学区に居住または事業を営む者および土地、建物等を所有する者あるいはその団体とする。

2 前項以外の者で、協議会の目的に賛同し協力する個人または団体、企業等およびまちづくり活動に専門的に関わり、積極的に協力できる者は、協議会への申し出および承認により会員になることができる。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第4条 協議会は、区域住民が主体となって、国、滋賀県および草津市（以下これらを「行政」という。）および会員相互との協働のもと、地域の人々共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を推進し、魅力あふれる豊かで住みやすい地域づくりを推進していくことを目的とする。

(事業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 笠縫学区協働のまちづくり構想の策定およびその計画に定められたまちづくり活動の企画、立案、推進に関する事。
  - (2) 会員が実施する事業相互間の調整および連携に関する事。
  - (3) 地域情報の発信・共有化・情報公開、地域住民への周知、啓発に関する事。
  - (4) 行政が策定する構想・計画等に対する調査、研究および提言
  - (5) 行政が実施する各種事業等との連携および支援
  - (6) 魅力あるまちづくりに向けた各種行事の企画、立案および実施
  - (7) 草津市立笠縫まちづくりセンターの管理・運営に関する事。
  - (8) その他協議会の目的を達成するために必要な事業
- 2 協議会は、区域内にある企業・事業所等および教育・福祉施設等に協力と助言を求めることができる。

### 第3章 役員

(役員等)

第6条 協議会に次の役員を置く。役員は、総会において会員の中から選任する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人以内（うち1人は自治連合会の代表とする。）
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 2人

2 協議会に、第11条に規定する運営委員会の同意を得て、事業全般に対して適宜助言を行う顧問および相談役を若干名置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会の事業全体を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、予め指名する順序に従いその職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の運営および活動に伴う出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査事務を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、第10条第2項に規定する2回後の定期総会までとする。ただし、会長を除き、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、役員を補充を行うことができる。ただし、仕事は前任者の残任期間とする。

### 第4章 会議

(会議)

第9条 協議会の運営に当たり、次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 専門部会

(総会)

第10条 総会は協議会の最高議決機関であり、定期総会および臨時総会により成立する。

- 2 定期総会は、会長の招集により毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときまたは役員 $\frac{2}{3}$ 以上の請求があったときは、その都度開催しなければならない。
- 4 総会の議長は、総会において選出する。
- 5 総会は、第6条に定める役員、第13条に定める専門部会の会員のうち細則に定める者、別に規程で定める評議員および町内会長の総数の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 笠縫学区協働のまちづくり構想および計画の策定または見直しに関する事項
- (2) 事業計画、事業報告および協議会の運営に関する事項
- (3) 予算および決算に関する事項
- (4) 協議会規約の制定および改廃に関する事項
- (5) 役員の選出および正副部会長の承認に関する事項
- (6) その他協議会の運営に関し必要と認められる事項

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、運営委員の過半数の請求があったときは、会長は速やかに会議を開催しなければならない。

- 2 運営委員会は、第6条に定める役員のうち監事を除く役員、自治連合会および第13条に定める専門部会の会員のうち細則で定める者をもって構成する。
- 3 運営委員会の委員長は、会長をもって充てる。
- 4 運営委員会の議長は、委員の互選により選出された者とする。
- 5 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 次条に定める専門部会の報告および審議に関する事項
- (3) 行政と協議、調整すべき案件に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

- 6 運営委員会の規程は、別に定める。

(役員会)

第12条 総会、運営委員会および部会の円滑な運営を行うため、役員会を置く。

- 2 役員会は、第6条に定める役員（監事を除く。）をもって構成する。
- 3 役員会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に諮る事項の調整および決定
- (2) 運営委員会に関する事項の調整および検討
- (3) 部会にかかる懸案事項の調整および方針に関する事項
- (4) 行政と協議すべき案件の調整および方針に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

5 会長は、必要に応じて会員その他関係者に対し、役員会への出席を求め、説明および意見を聴くことができる。

(専門部会)

第13条 協議会の目的を達成するため、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。各部会の構成員は、別に規程で定める。

- (1) 情報発信部会
- (2) 地域福祉部会
- (3) 文化・健康・スポーツ部会
- (4) 子ども育成部会
- (5) 地域安全部会
- (6) その他会長が必要と認めた部会

2 部会には、部会長、副部会長を置く。

3 部会長は、部会において選出するものとし、副部会長は部会長が指名するものとする。

4 部会長、副部会長の任期は、第10条第2項に規定する2回後の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

5 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

6 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総括する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときはその職務を代行する。

8 部会長、副部会長に欠員が生じたときは、補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第14条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局員を置く。

3 事務局に関する規程は、別に定める。

(事務局員の職務)

第15条 事務局員の職務は、次の各号に定める。

- (1) 協議会の運営事務に関すること
- (2) センターの管理・運営に関すること
- (3) 行政との連絡調整に関すること
- (4) 会員との連絡調整に関すること
- (5) その他会長が必要と認めること

(事務所)

第16条 協議会の事務所は、笠縫まちづくりセンターに置く。

## 第5章 会計

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の経費は、予算の範囲内において執行する。ただし、予算の変更および科目を超えて執行するときは、運営委員会の承認を得るものとする。

(収入)

第18条 協議会は、次の収入により運営する。

- (1) 寄付金
- (2) 補助金
- (3) 交付金
- (4) その他

## 第6章 会計監査

(監査および報告)

第19条 監事は会計年度終了後に監査を行い、翌年度の総会に報告するものとする。

## 第7章 その他

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会で協議し定めるものとする。

2 前項の事項については、直近の総会に報告するものとする。

付 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第16条に規定する事務局は、平成25年度末までは笠縫市民センターがその業務を担うことができる。

付 則

- 1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第14条に規定する事務局は、平成27年度末までは笠縫市民センターがその業務を担うことができる。

付 則

この規約は、平成27年4月25日から施行する。

付 則

この規約は、平成28年4月23日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年4月28日から施行する。

付 則

この規約は、令和2年5月30日から施行する。